

# お泊まりデイサービスへの対応（案）について

## 1 概要

指定通所介護事業所等の設備又は当該事業所等の設備以外の設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービスを提供している事業所（いわゆる「お泊まりデイサービス」）について、取扱いを埼玉県と同様にするため、川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等を改正し、届け出を義務化する対象範囲等を拡大していくことを推進。

## 2 具体的な内容（検討中）

- ① 指定通所介護事業所等の設備基準（規則）の見直し
  - ア 川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則
  - イ 川越市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則
  - ウ 川越市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則
- ② 内容としては以下の事項を規定
  - ア 届け出の対象範囲を指定通所介護事業所等の設備以外の設備を利用した場合においても、届け出の対象
  - イ 届け出の内容に変更が生じた場合は10日以内、宿泊サービスを廃止又は休止した場合は※1月前までに、市長に届け出るよう義務づけ（※本市の独自基準となります。）

## 3 国及び埼玉県との比較

### ＜国＞

- ・指定通所介護事業所等の設備を利用して宿泊サービスを提供した場合、届け出の対象
- ・変更が生じた場合は10日以内、宿泊サービスを廃止又は休止した場合は1月前までに指定権者に届け出るよう努めること

### ＜埼玉県＞

埼玉県においては、本市が『2 具体的な内容（検討中）(2)内容としては以下の事項を規定』において検討している内容を含んだ条例案が継続審査中となっております。